

次の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札前審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定に基づき公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（入札前審査型・共通事項）により行うものとする。

令和元年8月16日

静岡県知事 川勝平太

1-1 公告日

令和元年8月16日

1-2 入札執行者

畜産技術研究所中小家畜研究センター長 川嶋 和晴

1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

〒439-0037 静岡県菊川市西方2780

静岡県畜産技術研究所総務課中小家畜分室

電話番号 0537-35-2291

1-4 工事内容等

(1) 入札番号

第12号

(2) 工事名

令和元年度畜産技術研究所中小家畜研究センター更衣室棟新築工事

(3) 工事箇所

菊川市西方地内

(4) 工事概要等

更衣室棟の新築

(5) 工期

契約締結の翌日から令和2年2月28日限り

1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

(1) 静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種

建築一式工事かつA又はB等級に格付されたもの

(2) 許可の種類

建築工事業に係る特定建設業の許可

(3) 経営事項審査の総合評定値

条件なし

(4) 営業所の所在地

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所が掛川市、御前崎市及び菊川市内のいずれかにあり、当該営業所が建築一式工事の静岡県建設工事の競争入札参加資格を有していること（当該業種の入札及び請負契約に関する権限等の委任を受けていること）。

(5) 同種工事施工実績

条件なし

(6) 配置予定技術者

入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

(7) 次に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

条件なし

(8) その他の条件

入札公告（入札前審査型・共通事項）2-1記載のとおり

1-6 入札日程

(1) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」）の提出

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和元年8月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

2-2記載の申請書1部に長形3号封筒（簡易書留料金を含む切手392円貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参又は郵送する。（期限日時までに必着）

(2) 入札参加資格の確認通知

令和元年8月29日（木）までに郵送により通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者の請求期限

ア 請求期間

通知を受けた日から令和元年9月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（期限日時までに必着）

イ 請求方法

契約条項を示す場所に書面（様式自由）を持参又は郵送による。

(4) 上記の回答期限

令和元年9月6日（金）までに書面により回答する。

(5) 設計図書等の交付

ア 交付期間

公告の日から令和元年8月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付方法

1-7の方法による。

(6) 設計図書等に対する質問の受付

ア 質問期間

公告の日の翌日から令和元年8月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 質問方法

ファクシミリ又は電子メール（送信後に電話で受信確認を行うこと。）

ファクシミリ（0537-35-2294）電子メール（chusho-somu@pref.shizuoka.lg.jp）

受信確認電話番号（0537-35-2291）

(7) 上記の回答書の縦覧

ア 回答期限 令和元年9月3日（火）まで

イ 回答書縦覧の期間

令和元年9月4日（水）から令和元年9月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

ウ 回答書縦覧方法

1-8の方法による。

(8) 入札書等の提出

入札執行日時に、(iii)の入札施行場所に以下の書類を持参すること。

入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書

(9) 入札価格（工事費）内訳書

工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。

また、入札後12か月以内に、発注機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。

(10) 入札執行日時

令和元年9月9日（月）午前10時00分

(11) 入札執行場所

静岡県畜産技術研究所中小家畜研究センター 小会議室

1-7 設計図書等の交付

契約条項を示す場所が無償配布する。

1-8 設計図書等に関する質問に対する回答

契約条項を示す場所縦覧を行う。

1-9 その他

(1) 最低制限価格の設定

ア 最低制限価格の設定 有

イ 最低制限価格の補正 無

(2) 前払金

請負代金の60%以内（ただし中間前払金20%を含む。）

(3) 部分払

請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。

(4) 契約書作成

要

(5) 工程表の提出

要

(6) 工事工程月報

要

(7) ISOを活用した監督業務

適用無し

(8) 現場代理人及び技術者の指名の通知

書面

(9) 火災保険付与の要否

要

(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

1-10 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う経過措置

(1) この工事は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）第3条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号。以下「改正消費税法」という。）の適用による消費税の税率（以下「新消費税率」という。）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「改正地方税法」という。）の適用による地方消費税の税率（以下「新地方消費税率」という。）をもって当初の契約を締結するものとする。

(2) 令和元年9月30日までに請求を受けた前金払（中間前金払を含む。）及び部分払には、新消費税率による消費税の増加額相当分及び新地方消費税率による地方消費税の増加額相当分を含まないものとする。

(3) 工事進行基準の方法による経理を行う受注者が、消費税法改正法附則第7条第1項の規定の適用を受け、当該建設工事の着手の日から令和元年9月30日までの期間に対応する部分の対価として売上処理した金額の部分については、令和元年9月30日までに課税資産の譲渡等をおこなったこととすることができる。当該規定の適用を受けた部分に係る課税資産の譲渡等については、改正消費税法の適用による改正前の消費税率（以下「旧消費税率」という。）及び改正地方税法の適用による改正前の地方消費税率（以下「旧地方消費税率」という。）が適用されるため、減額の変更契約を行うものとする。

工事完成基準の方法による経理を行う受注者が、当該建設工事の着手の日から令和元年9月30日まで

の期間に部分引渡しを行った課税資産の譲渡等についても、旧消費税率及び旧地方消費税率が適用されるため、減額の変更契約を行うものとする。

入 札 公 告（入札前審査型・共通事項）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告に記載）
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は入札公告に記載）
- (4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- (5) 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）は持参又は郵送にて提出する。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格確認基準日
申請書の提出期限の日
- (2) 申請書
様式第2号
- (3) 入札参加資格の確認

申請書及び資料の提出期限の日を入札参加資格の確認基準日とし、その結果を通知する。期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

指定する期日までに以下の資料（添付資料含む）を作成の上、提出期限の日までに契約条項を示す場所へ提出すること。

- ア 配置予定技術者等の資格（様式第4号）
- イ 許可等の状況（様式第5号）

- (4) 同種工事の施工実績の確認

条件なし

(5) 配置予定技術者等の資格

ア 様式第4号に1-5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格を記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。

イ 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の未完成等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は入札参加停止を行う場合がある。

ウ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。

(7) 法令の免許については、免許を証する書面の写し

(4) また、配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類（建設業の許可申請書の様式8号(1)又は(2)の写し）

(9) 当該技術者と雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等自社と直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し

(6) 許可等の状況

様式第5号に建設業許可の状況及び営業所の状況を記載すること。

(7) 許可通知書の写し

建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し（申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの）及び受付印のある建設業の許可申請書の様式1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等、掛川市、御前崎市及び菊川市内のいずれかに営業所があることを証する書類を提出すること。

(8) 入札参加資格

有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し

(9) 経営事項審査結果通知書の写し

不要

(10) その他

ア 申請書、資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

2-3 設計図書等について

(1) 交付の方法

1-7による。

(2) 質問方法

1-6(6)による。

(3) 質問に対する回答

1-8による

2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

(1) 入札参加資格がないと認められた者の請求方法等

契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。

(2) 発注者の回答方法

契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

(1) 入札の場所

契約条項を示す場所

(2) 入札の方法

紙入札による。入札執行時には、入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書及び入札価格（工事費）内訳書を提出すること。

(3) その他注意事項

ア 郵送による入札は認めない。

イ 持参の際、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び入札価格（工事費）内訳書を提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業所であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 入札価格（工事費）内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書の提出を求める。

(1) 受付

入札書の提出に準じる。

(2) 様式

様式第9号

(3) 取扱い

入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は、入札を無効とする場合があ

る。

2-7 開札等

(1) 開札

2-5(1)の入札の場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(2) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格(工事費)内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。また、低入札価格調査に協力しないことにより無効とする場合がある。

低入札価格調査の対象者が開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に入札参加停止を受けた場合には、当該入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

2-8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

納付（契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30）以上）。

ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(3) 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

ア 本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

ウ 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

エ 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加停止の措置を受けることがある。

(4) その他

ア 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

イ 落札者は、様式第4号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。
(専任の配置技術者が必要な工事の場合)

ウ 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書は、契約条項を示す場所が無償にて配布する。

エ 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

オ 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。

カ 1-5 に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。

キ 落札決定後に入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(7) 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(4) アにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ク 本工事の下請人については、静岡県内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。

ケ その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。